

国民年金だより



～障がい年金について～

障がい年金は、病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世帯の方も含めて受け取ることができる年金です。

初診日（※1）に加入していた年金制度が「国民年金」の場合は「障がい基礎年金」、「厚生年金」の場合は「障がい厚生年金」を請求できます。

障がい基礎年金の受給要件

1	障がいの原因となった病気やケガの初診日（注1）が次のいずれかの間にあること ◆国民年金加入期間 ◆20歳前 ◆日本に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間 ※老齢基礎年金を繰り上げ受給している方を除きます。
2	障がいの状態が、障がい認定日（注2）または、20歳に達したときに国民年金の障がい等級に定める1級または2級に該当していること。（障がい者手帳の等級とは異なります。） ※障がい認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなった時は、障がい基礎年金を受け取ることができる場合がありますが、65歳の誕生日の前々日までに請求が必要です。《事後重症請求》
3	次のいずれかの保険料の納付要件を満たしていること。 ◆初診日のある月の2か月前までの加入期間のうち、国民年金保険料納付済期間（厚生年金と共済組合の期間を含む）と保険料免除期間を合わせた期間が全体の3分の2以上あること。 ◆初診日の前日において、初診日がある月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。 ※初診日が20歳前の年金制度に加入していない期間にある場合は、納付要件は不要です。

注1 初診日 …障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師等の診療を受けた日。
同一の病気やケガで転医があった場合は、1番初めに医師の診療を受けた日。

注2 障がい認定日…障がいの状態を定める日のことで、その障がいの原因となった病気やケガについて初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やケガが治った場合（症状が固定した場合）はその日。

障がい基礎年金の額（年額）

1級：993,750円 + 子の加算

2級：795,000円 + 子の加算

子の加算額 第2子まで（1人につき） 228,700円

第3子以降（1人につき） 76,200円

※子とは…18歳になった後の最初の3月31日までの子

20歳未満で国民年金の障がい等級1級・2級の障がい状態の子

障がい厚生年金の
相談・手続は
年金事務所で！！
障がい基礎年金の
相談・手続は
市役所でもできます。

障がい基礎年金を受けている方は、国民年金保険料が「法定免除」となります。

障がい年金の受給が決定した場合は、国民年金保険料が免除となる「法定免除」を受けることができます。受給決定後に、日本年金機構から送られてくる「年金証書」をお持ちのうえ、市役所または年金事務所にて手続きを行ってください。

e-Taxでの確定申告が簡単に利用できるようになりました。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の電子データを、マイナポータルの「お知らせ」で受け取ることができる電子送付サービスを開始しました。受け取った電子データはe-Taxでの確定申告等や年末調整で利用することができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

●障がい基礎年金についての問合せ / 申請先

●医療保険課 年金係（☎内線 1031・1032） FAX：0948-25-0560
障がい年金の相談は、各支所では行っていません。本庁年金係のみでの相談となります。

●直方年金事務所（日本年金機構） TEL：0949-22-0891 FAX：0949-29-3028
（音声案内が流れますので最初に『1』を押し、続けて『2』を押してください。）